

平成十一年公安審査委員会規則第一号

無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則

等に関する規則

無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)第十一条

第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第二十六条第一項及び第二十八条の規定に基づき、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「法」とは、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律をいう。

二 「委員会」とは、公安審査委員会をいう。

三 「委員長」及び「委員」とは、公安審査委員会の委員長及び委員をいう。

四 「職員」とは、公安審査委員会の委員補佐及び事務局におかかる職員をいう。

五 「被請求団体」とは、公安調査庁長官から法第五条第一項若しくは第四項又は法第八条の処分を受けた団体をいう。

六 「被処分団体」とは、公安審査委員会から法第五条第一項若しくは第四項又は法第八条の処分を受けた団体をいう。

七 「事務所」は、法第十一条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被請求団体の名称

二 被請求団体の主たる事務所の所在地

三 被請求団体の代表者又は主幹者の氏名、年齢、職業及び住所又は居所

四 前項第一号又は第三号に掲げる事項が明らかでないときは、その旨を記載しなければならない。

五 公安調査庁長官は、処分請求書又は更新請求書に、法第五条第一項若しくは第四項又は法第八条の処分を受けた団体の意見を記載することができ

(警察庁長官の意見)

第三条 法第十二条第二項又は第三項の規定によ

る警察庁長官の意見については、その要旨を処

分請求書又は更新請求書に記載しなければなら

ない。この場合において、その意見が書面でな

されたものであるときは、これを処分請求書又

は更新請求書に添付しなければならない。

(証拠書類等の目録等)

第四条 法第十五条第二項又は法第二十六条第二

項に規定する請求の原因となる事實を証すべき

証拠書類等又は更新の理由となる事實を証すべ

き証拠書類等については、目録を作成し、か

つ、証明すべき事實との関係を明らかにした書

面をこれに添付しなければならない。

(被請求団体の所有又は管理する土地又は建物

に係る資料の提出等)

第五条 公安調査庁長官は、法第五条第一項又は

第四項の処分を請求するときは、被請求団体が

所有し又は管理する土地又は建物について、こ

れを認めるに足りる資料を、法第十三条の書面

とともに、委員会に提出しなければならない。

六 公安調査庁長官は、法第五条第一項又は第四

項の処分を請求した後、被請求団体が所有し又

は管理していることが判明した土地又は建物に

ついては、これを認めるに足りる資料を、法第

十三条の書面とともに、速やかに委員会に提出

しなければならない。

七 公安調査庁長官は、法第十三条の書面に記載

された土地又は建物が被請求団体の所有し又は

管理するものでなくなつたと認めるときは、委

員会に対し、その旨を通報しなければなら

い。

(資格の証明)

第六条 法第二十条第一項の規定により意見聴取

の期日に出頭する役職員及び構成員は、委員会

に対し、その資格を書面により証明しなければ

ならない。

七 前項第一号又は第三号に掲げる事項が明らかでないときは、その旨を記載しなければなら

ない。

九 前項第一号又は第三号に掲げる事項を記載し

なければならない。

十 前項第一号又は第三号に掲げる事項が明らかでないときは、その旨を記載しなければなら

ない。

(陳述書等)

第七条 委員会は、必要があると認めるときは、

法第十六条の意見聴取の期日に先立ち、被請求

団体に対し、法第二十条第一項の規定により意

見聴取の期日に出頭する者が当該処分を行うこ

とについて意見を陳述した書面及び公安調査庁

の職員に対し質問しようとする事項を記載した

書面の提出を求めることができる。

八 前項に規定する書面には、次に掲げる事項を

記載しなければならない。

一 書面作成者の氏名

二 被請求団体の名称、主たる事務所の所在地

並びに代表者の氏名及び住所又は

前項の規定は、法第二十条第三項の規定に

より意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書及

び証拠書類等を提出する役職員、構成員及び代

理人について準用する。

四 みだりに自席を離れないこと。

五 指名委員等の指示に従うこと。

(準用規定)

第六条 前条第一項第二号及び第二項の規定は、

法第二十条第一項の規定により意見聴取の期日

に提出した者について準用する。

(意見聴取手続の非公開に関する措置)

第七条 指名委員等は、法第六条ただし書の規

定により意見聴取を公開しないこととする事由がなく

なれば、傍聴人にその旨を理由とともに告げて退

場を命じ、公開しないこととする事由がなく

なり再び公開すべき場合には、その旨を告げて傍

聴人を入れ場させることとする。

(写真撮影等の制限)

第八条 指名委員等は、意見聴取の会場における

秩序を維持するため必要があると認めるとき

は、職員に、次に掲げる措置を執らせるものと

する。

一 意見聴取の会場における傍聴席の数に相応

する数の傍聴券を発行し、その所持者以外の

者の入場を禁ずること。

二 傍聴人の被服若しくは所持品を検査し、又

は危険物、拡声器その他意見聴取の会場に持

ち込むことが適当でないと認める物の持込み

を禁ずること、その他傍聴人の意見聴取の会

場への入場又は退場に際し、傍聴人に対しても

意見聴取の秩序を維持するため必要な指示を

すること。

三 前項の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、若しくは同号の禁止に従わない者又は同

号の指示に従わず、若しくは意見聴取におけ

る指名委員等の職務執行を妨げ、その他不当

な状況をすると疑うに足りる顕著な事情が認

められる者の入場を禁ずること。

四 指名委員等は、意見聴取の会場における秩序

を維持するため、傍聴人に對し、次に掲げる事

項の遵守を求めるものとする。

一 静粛に議事を聞くこと。

二 指名委員等の意見聴取の指揮を妨害するこ

と、意見聴取において發言する者の發言を妨

害すること等により意見聴取の進行を妨げな

いこと。

三 不當な行状をしないこと。

第八条 指名委員等は、意見聴取の期日におい

て、速記者その他の補助者又は錄音機その他の

器具を使用することができる。

第十四条 指名委員等は、法第二十二条の規定に

より決定をすると熟すると認めるときは、意見

聴取を終結する。

(意見聴取の終結)

第十五条 指名委員等は、意見聴取の終結後、次

に掲げる事項を記載した意見聴取期日調書を速

かに作成し、これに署名押印しなければなら

ない。

一 被請求団体の名称、主たる事務所の所在地

並びに代表者の氏名及び住所又は

前項の規定は、法第二十条第三項の規定に

より意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書及

び証拠書類等を提出する役職員、構成員及び代

理人について準用する。

二 意見聴取の期日及び場所

一 被請求団体の名称、主たる事務所の所在地

並びに代表者の氏名及び住所又は

前項の規定は、法第二十条第三項の規定に

より意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書及

び証拠書類等を提出する役職員、構成員及び代

理人について準用する。

- 三 一 被請求団体の名称、主たる事務所の所在地  
及びに代表者又は主幹者の氏名、年齢、職業  
及び住所又は居所

四 委員会の表示

五 年月日

六 第二条第二項及び第三項の規定は、前項第三号の事項について準用する。

七 法第五条第二項第五号及び第三項第六号に掲げる事項がある場合には、これを主文に記載しなければならない。

八 決定書に委員長が署名押印することができないときは、決定に関与した委員の一人がその事由を付記して署名押印し、委員が署名押印することができないときは、委員長がその事由を付記して署名押印しなければならない。

- 第十七条** 委員会の審査手続に関する書類は、特別の定めのある場合を除いては、委員会の事務局における職員が作成し、委員長及び作成者が署名押印しなければならない。  
**(決定書)**

3 前項に規定する証票は別記様式第一号のとおりとする。

ばならぬい。

- は、その旨及びその理由  
十 その他重要な事項

2 第二条第二項及び第三項の規定は、前項第一  
3 号の事項について準用する。

意見聴取期日調書には、書面、図画、写真そ  
の他指名委員等が適当と認めるものを添付して  
調書の一部とすることができる。

**第二十一条** 法第十一條第一項で定める標章は、別記様式第一号のとおりとする。  
(標章の掲示等)

標章の様式

- 期日に出頭した者の資格並びに氏名及び住所  
又は居所

五 意見聴取の期日に出席した公安調査庁の職員の職名及び氏名

六 意見聴取の経過

七 法第二十条第一項の規定により意見聴取の期日に出頭した者の意見の陳述の要旨及び提出された正見書類等の項目

**第十九条** 委員会は、法第五条第一項若しくは第  
（処分の取消し）

別記様式第2号（第21条第3項関係）

別記様式第2号(第21条第3項関係)		(表)
第 二 年 度 申 請 書		
(平成 <sup>年</sup> 年月日)		
<p>上記の者は、無効大廃棄物入扱を行った他の規制による法規則第1条第1項又は第2項による上標の規則又は取扱を実施する規範であることを認定する。</p>		
年　月　日		
立会者名		

無差別大規模行為を行った団体の規制に関する法律(後継)	
第11条	公安委員会は、第6条第1項第2号の規定により該団体が暴力又は武器を伴う特種の暴力又は強暴の形態のものと同様の手段を用いて、主として、政治的、宗教的、民族的、種族的、性別又は性の問題等を理由とする、公衆の人身に対する脅迫的又は威嚇的行為等の実行の入口を見つける旨を告げるに当たるときは、該団体又は法律について何等かの効力を受けるべき旨を告げる公安委員会規則で定める要領を掲示するものとする。
第12条	前項の規定の適用上、該団体が該規則に掲示しない場合において、第8条第1項の規定に基づいて認められた都道府県が該団体に該規則又は他の規定の適用により当該款式を取り消したときは、当該規則を設けないかなければならない。
3 節	